

二級・木造建築士免許申請（新規申請）のご案内 ≪令和元年以前に合格された方≫

以下の書類が揃っていることを確認の上、申請書をご提出ください。

	必要書類等	注意事項等
1	二級・木造建築士免許申請書	[A4判印刷]
2	二級・木造建築士住所等の届出（新規用）	[A4判印刷]
3	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・発行の日から6ヶ月以内のもの。 ・マイナンバーの記載は不要です。記載されている場合受付できません。 ・外国籍の方は、国籍の記載が必要です。
4	証明写真2枚 （申請書1、2に貼付してください。）	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以内に撮影したもの。 ・無帽・無背景・正面 ・縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ） ※同じものを2枚用意してください。 ※申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りません。
5	申請手数料 （振込の場合は、金融機関発行の払込証明書等を申請書1の第3面に貼付してください。）	19,300円 申請の際に現金にてお支払いいただけます。 ※振込の場合は、必ず申請者名で振込んでください。 振込先は下記口座までお願いします。（注1）
6	合格通知書（製図の合格通知書）の原本 （呈示のみ）※郵送の場合はコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の建築士免許を受けた方で、二級・木造建築士と同等以上の資格を有すると認められた場合は、国土交通大臣の認定書及び当該外国の建築士免許の写しを用意してください。
7	本人確認ができる公的身分証明書 （有効な原本、呈示のみ） ※郵送の場合はコピー	提出時に申請者本人であるかどうかを確認します。 <1点でよい書類> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、パスポート・写真付きの住民基本台帳カード ・宅地建物取引主任者証等 <2点必要な書類（AとBから1点ずつ又はAから2点）> <ul style="list-style-type: none"> A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証 ・国民年金・厚生年金・共済年金手帳（証書）等 B・会社等の身分証明書（写真付きのもの）等
8	旧姓併記を希望される方のみ旧姓が確認できる書類	旧姓が記載されている住民票の写し（上記3と同一でも可能）・マイナンバーカードのコピー・戸籍謄本（抄本）のいずれかを提出してください。 ※住民票の写し、マイナンバーカードは旧姓併記の手続きを経て旧氏欄に旧姓が入っているものに限りません。
9	印鑑（認印可、サイン・拇印は不可）	記載事項の訂正をお願いする場合がありますので、必ずご持参ください。

（注1）申請手数料の振込先

十六銀行 県民ふれあい会館出張所 店番101 普通預金 口座番号 1083737

公益社団法人岐阜県建築士会 （払込受付証明書はコピーするなど、お手元に保管して下さい。）

（注2）提出または添付した書類（住民票の写し、申請手数料払込受付証明書等）は返還いたしません。